

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン
(三十九訂版)

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国及び宮城県から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

※1 「事業」とは、市民等を集客するイベントのことをいう。

※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

【基本的な考え方】

- ① イベント開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とし、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や、「人と人との距離の確保」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、国の通知等も参考として、基本的な感染防止策を徹底すること。
- ② お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や、過去の感染事例を踏まえた出演者が取り得る感染対策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。
- ③ 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うこと。
- ④ 感染防止策が徹底できないイベントは、中止又は延期を含め、慎重な対応をする。
開催を要するイベントについては、下記の目安等に準じ、感染防止策を徹底した上で実施する。

<イベント開催の目安>

時期	収容率※3	人数上限※3
令和5年1月27日以降	100%	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※4

※3 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要。）。

※4 「感染防止安全計画」を策定し、宮城県に内容の確認を受けたものについては、収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする（参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント。）。

【開催する場合の留意事項】

留意事項については、令和5年2月10日付内閣官房発出の事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）」別紙5イベント開催時のチェックリスト【第4版（令和5年2月版）P2①～⑥】に拠る。

- ① 飛沫感染対策
 - ・イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
- ② エアロゾル感染対策
 - ・機械換気による常時換気又は窓開け換気
 - ・イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な

距離の確保【①と同様】

③ 接触感染対策

- ・イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- ・イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

④ 飲食時の感染対策

- ・感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知

⑤ イベント前の感染対策

- ・発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼び掛け

⑥ 出演者やスタッフの感染対策

- ・出演者やスタッフによる、練習時・本番等における感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- ・舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

(2) 本市が共催、後援等を行う事業について

前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に対して要請するものとする。

3 施設の取り扱い

(1) 施設の運営に当たっては、各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等に十分配慮し、適切な感染防止策（アルコール消毒液の設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼び掛け等）を徹底する。

(2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする（別紙参照）。

- ① 本ガイドラインの適用期間中は、施設や利用者の特性、実施可能な感染防止策等を考慮した上で、施設ごとに利用の休止等を判断するものとする。
- ② 休館中の施設においては、既利用予約者に対して、利用の自粛を要請するとともに、止むを得ず利用させる場合には、感染防止策の徹底を要請するものとする。
- ③ 休館中の施設においては、新規の利用予約は受け付けられないものとする。ただし、開館に向けた予約受け付けについては、施設ごとに再開を判断するものとする。
- ④ 施設利用者に対しては、2(1)に掲げる感染防止策に準じた対策を求めるものとする。
- ⑤ 当面の間、別途示すチェックリストの活用や巡視等により感染防止策の実施の徹底を図るとともに、不特定多数の市民が予約なしで利用できる施設又は施設内の一部スペースについて、直近の感染状況や施設の特性から考えられるリスクの度合いを勘案した上で、利用の制限等の対策を講じるものとする。
- ⑥ 適切な換気、入場整理等による混雑の回避、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底を実施するものとする。
- ⑦ 当面の間、感染症拡大防止のためのイベント中止等における施設使用料は全額返還するものとする。

4 職員の出張等

(1) 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を検討する。

(2) 出張する場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を回避するほか、こまめな手洗い、必要に応じたマスクの着用、身体的距離の確保等感染防止策を励行すること。

(3) 感染拡大傾向のある地域への出張は慎重に判断すること。

5 適用期間

本ガイドライン（三十九訂版）は令和5年3月13日より実施し、当面の間適用する。

ただし、「3 施設の取り扱い(2)⑦」については、令和5年5月7日利用分までの適用とする。